

## 浅口市議会平成30年第3回 6月定例会

### 日本共産党 桑野和夫議員発言と理事者答弁

平成30年第3回 6月定例会 - 06月05日-01号

P.12

- ◆民生常任委員会委員長（桑野和夫） 民生常任委員会委員長報告をいたします。  
平成30年5月23日水曜日午前9時30分から開催しました。  
その結果については次のとおりであります。  
1、所管施設の視察について。  
今後の委員会審査の参考とするため、当委員会の所管施設である認知症予防カフェおしやべり亭、金光一般廃棄物最終処分場に出向き、運営状況等の説明を受けました。  
以上、概要を報告します。  
平成30年6月5日、民生常任委員会委員長桑野和夫。

平成30年第3回 6月定例会 - 06月13日-04号

P.75

- ◆10番（桑野和夫） 皆さん、おはようございます。  
それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。  
まず、空き家について質問しますが、この空き家については初日の一般質問で佐藤議員が質問をされましたので、できるだけ重複しないように質問をさせていただきますので、よろしくをお願いします。  
今、空き家の問題が大きくクローズアップされておりまして、空き家のうち特に老朽危険家屋が倒壊しますと周辺が危険にさらされます。そして、草木が生い茂ると衛生的にも問題でありますし、また老朽危険家屋は景観的にもマイナスとなってまいります。また、防犯上の問題があります。  
さて、空き家の実態については、先日の答弁で浅口市内の空き家率は3.9%ということでした。また、空き家数は平成27年度の調査で1,000件ということでした。では、空き家率と空き家数を旧町別にお示しをください。よろしくをお願いします。

P.75

- ◎産業建設部長（井上聡） 空き家率と件数の旧町ごとのものでございますが、1,000件の内訳で金光が352件、パーセントで35.2%、鴨方が419件、パーセントで41.9%、寄島が229件、22.9%となっております。  
以上です。

P.75

- ◆10番（桑野和夫） 浅口市としてのこれまでの空き家対策についてですが、先日説明があったのは、平成26年度に空き家情報バンクをつくりました。それから、平成27年度に空き家数の調査を行い、平成28年度に審議会をつくり、平成29年度に協議会をつくって浅口市空家等対策計画をつくったということになりますが、それでよろしいですか。また、それ以外に何か空き家対策をされたことがあるかどうかお聞きをしたいと思います。

P.76

- ◎産業建設部長（井上聡） 今、議員さんがおっしゃられた内容で間違いございません。それ以外にも、住民の方から問い合わせ等は多数ございました。こういう対策があるか

らという理由でお尋ねされたわけではございませんが、そういう住民からの問い合わせも多数寄せられておまして、そういう場合には現状の確認や所有者の調査、そういったことを行いまして、所有者に対しての依頼や連絡などを行いました。一朝一夕に解決する問題ではございませんが、そういった対策を行ってまいりました。

以上です。

P.76

◆10番（桑野和夫） 市町村が先行して空き家の問題の解決のために努力し、関係する条例をつくる中で、国が2015年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法を全面施行しております。この法律のポイント、概要について簡単にお示しをください。

P.76

◎産業建設部長（井上聡） 特別措置法についての御質問でございますが、目的等はこの前の佐藤議員の答弁にも申しましたとおりでございます。老朽空き家について特出して申しますと、法律、それと国の指針で年間を通して使用されていないものが特定空家等に該当し、その中でも放置すると周辺環境に著しく有害な影響を及ぼすものが特定空家というようなことに分類されます。この特定空家に対して除却、修繕等の措置の指導、勧告、命令が可能であること、さらに行政代執行の方法による強制執行が可能であることなどが規定されております。

以上です。

P.76

◆10番（桑野和夫） 説明をいただきました法律のポイントは、特定空家、いわゆる老朽危険家屋を市町村が指定をし、その所有者に対して除去、修繕等の措置を助言、指導、勧告、命令ができること、それでも解決できない場合は、行政代執行法に基づいて市町村が特定空家の除去などを行うようにすると、これが説明がありました、この法のポイントだと思います。その上で、現時点で浅口市内でこの法に基づいて助言とか指導とか行政代執行等を行ったことがありますかどうかお聞きをしたいと思います。

P.77

◎産業建設部長（井上聡） 先ほど申しましたとおり、計画をつくったばかりでございます。今までは特定空家等の判断基準を定めていなかったために、現時点で市が特定空家に認定したものはございません。

以上です。

P.77

◆10番（桑野和夫） 特定空家に認定してないということは、当然助言や勧告や指導もしてないということになると思います。

それで、話をかえますが、先日の答弁で空き家の処理は第一義的には所有者がするということでした。そこで問題なのは固定資産税の問題で、この土地の上に家があれば小規模住宅ということで、土地の固定資産税が6分の1になりますね。このため、みずから進んで家を解体しないという例も実際にたくさんあります。この6分の1になるという措置は今後どうなるのかお聞きをしたいと思います。

P.77

◎産業建設部長（井上聡） 住宅の固定資産税に関してでございますけれども、確かに6分の1という減免措置がございますが、この特定空家に認定されて指導、助言、そういったものを経て、法の14条の2項の勧告に至った場合には、その特例措置が解除されると

というようなことになっております。  
以上です。

P.77

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。

そこで問題にしたいのは特定空家、いわゆる老朽危険家屋であります。この除去をする場合には、法でいきますと手続上手間暇がかかると思います。さらに所有者がいない場合などはさらに時間がかかります。実際に市内には倒壊の危険のある空き家や、あるいは屋根が飛びそうで、飛ばば通行人に危険のある空き家が存在をしております。そして、そういう空き家がある近くの人には心配で夜も寝れないという人もおられますので、これを早急に何とか処理をする必要があると思います。

こうしたことへの対応をするために今回予算を組んで、必要最小限の措置を市がとろうとしてるんだと思います。これも佐藤議員への答弁で触れられました。この件ですが、どういう状態の空き家を対象にするのか、また事実上持ち主がいない場合に限定をされるのかどうか、それから市民が市にこの危険な家屋を通報して、それから市はどのようなふうに通じていくのか、その辺の御説明を簡単をお願いします。

P.78

◎産業建設部長(井上聡) 詳しくは産業建設委員会での御説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、簡単に申しますと、老朽空き家の判断は国のガイドラインに基づいて市のほうが判断するというような形になるかと思っております。そして、所有者がいない空き家、そういったものに対しても手続、そういったものは必ず必要になりますので、省略できる手続等はあるかもございませんけれども、時間と手続、そういったものが必要になります。

それから、住民からの通報があつてからの流れということになります。通常考えられますのは、当然現地の確認、それから先ほど申しましたガイドラインに基づいての判断ということになります。

以上です。

P.78

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。

それでは、空き家の質問の最後の、今後の空き家の活用も含めての対策についてお聞きをしたいと思いますが、こういう点で私は人口減少時代にふさわしいものが必要だと考えております。恐らく住宅市場では解決しようにもできない空き家が今後もふえてくると思っています。その対応として、例えば住宅困窮世帯に空き家を提供する、そしてまた、防災的に脆弱な地域に居住している世帯が安全な地域の空き家に転居をする、それから建て詰まった市街地の空き家を撤去をして公園にする、さらには子供食堂の場所や障害のある人たちの居場所として提供する、また認知症対策のサロンの場所にする、こういうふうなさまざまな方法も考えられると思います。そして、これを実施しようと思えば、公的な介入が必要となってまいります。また、市町村が家の修繕をする場合には相当のお金も要りますから、ぜひ国に対しても相当の応分の補助を求めてほしいと思います。

こういうことも含めて、今後の対策についての見解を部長をお願いします。

P.78

◎産業建設部長(井上聡) 空き家の今後の活用の対策でございますが、今回の定例会に上程しております補正予算に、空き家活用補助金を盛り込んでおります。詳しくは産業建設常任委員会で御説明をする予定でございますが、概要を申し上げますと、戸建て住宅に居住するために必要な修繕等に対して補助金を交付するというようなものでございます。

また、議員の言われるとおり、空き家等に関してはさまざまな活用方法、活用のやり方、そういうものが考えられるところでございまして、浅口市の空家等対策計画におきまして

も、まちづくりの視点に立った地域資源としての活用も基本方針の一つに掲げております。国の補助制度もいろいろな形で展開されておりますので、有効に活用できる制度がないか研究してまいりたいと思います。以上です。

P.79

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。

市長にお聞きをしたいと思います。空き家対策のポイントは、空き家にしないということと空き家をなくす、この2つだと思いますが、こういうことも踏まえて、空き家についての全体的な御見解をお願いをしたいと思います。

P.79

◎市長(栗山康彦) 空き家対策ということでございますけれども、先日申し上げたのとちょっと重複いたしますけれども、空き家の管理はその所有者に第一義的な責任があります。しかし一方では適切な管理が行われていない空き家等は、周辺的生活環境へ大きな影響を及ぼしておるのは議員の言われるとおりでございます。市民皆様の安全で安心な生活環境の保全を図り、合わせて空き家等の活用を促進することは重要な課題でもあります。

今年3月に策定いたしました浅口市空家等対策計画に基づきまして、今後さまざまな対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

P.79

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。空き家を負の遺産だけにしないということが大事だと思いますので、ぜひそういう点でも御努力をお願いして次の質問に入らせていただきます。

次に、企業誘致についてお聞きをします。

先日、浅口工業団地についての2期工事の構想が示されました。事業の推進に当たっては、今までの事業をしっかり検証していく、こういう必要があると思いますので、きょうはそういう立場で質問をさせていただきます。

まず、浅口市になって以降の企業誘致の実績と申しますか、成果についてお示しをお願いいたします。

P.80

◎産業建設部長(井上聡) 成果でございますけれども、浅口市になって以降の企業誘致については、数年間は大きな規模の誘致企業はございませんで、最近4社の製造業を誘致することができました。このうち、1社は浅口の工業団地へ、もう1社は浅口市の市有地へ、残りの2社は民有地への誘致でございます。

以上です。

P.80

◆10番(桑野和夫) 4社の誘致があったということでございますが、企業誘致の目的の一つとして、固定資産税等の税収の増があると思いますが、税収については現在どういう状況かお聞きをしたいと思います。

P.80

◎産業建設部長(井上聡) 御質問の固定資産税のことでございますけれども、土地の固定資産税のほかに建物や機械などの設備投資に対する固定資産税もございまして、額につきましても、先ほどの4社の投資額は合計で150億円が予定されておまして、それに応

じた固定資産税額は操業開始後、10年間の累計で約6億円が見込まれておるところでございます。

以上です。

P.80

◆10番（桑野和夫） 操業開始後、10年間で6億円ということではありますが、浅口市は誘致企業に対して優遇措置を講じますから、操業してすぐにこの税金が見込まれないと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

P.80

◎産業建設部長（井上聡） おっしゃるとおり、そういう優遇措置、対象になる会社、それとならない会社もございます。そういったところも加味しての数字でございます。

以上です。

P.80

◆10番（桑野和夫） 優遇措置については、私の調べた範囲で5年間は大体優遇措置があると思いますから、恐らく操業して6年後から固定資産税が入ってくるというふうに思いますが、それで間違いありませんか。

P.81

◎産業建設部長（井上聡） 今、5年とおっしゃいましたけど、多分3年ではなかろうかと思っております。

以上です。

P.81

◆10番（桑野和夫） 私の調べ間違いかもしれませんが、3年間かもしれませんが、4年後からそれでは入ってくるということですが、4年後からの税金はどれぐらい見込みで入ってきますでしょうか。

P.81

◎産業建設部長（井上聡） 減価償却等がございますので、4年後幾らというところまでは数字は把握しておりません。

以上です。10年間の計算でございます。

P.81

◆10番（桑野和夫） 3年間の猶予期間があるにしても、相当な税金が見込まれるということで理解をしておきたいと思いますが、次に企業誘致の目的の一つとして地元雇用があると思いますが、この間の誘致企業の地元雇用の状況についてお聞きをしたいと思います。

P.81

◎産業建設部長（井上聡） 地元雇用の御質問でございますけれども、先ほどの4社のほうに確認しておりますところ、合計で440名が採用されております。採用されておる者、それから計画の者、合わせて440名でございますが、そのうち地元の新規雇用として130名程度を見込んでおるといふふうに聞いております。

以上です。

P.81

◆10番(桑野和夫) 一定規模の雇用があるということを確認をいたしました。質問を変えますが、浅口工業団地についてお聞きします。このA地区であります。造成が完了し明星産商に売却をしております。このA地区の全体的な入りと出の関係はどうなってますか、お聞きをしたいと思います。

P.81

◎産業建設部長(井上聡) A地区についての収支でございますけれども、事業費が約9億円、それから売却額が7億6,000万円でございます。以上です。

P.82

◆10番(桑野和夫) ということは、1億4,000万円出が多いことになってますが、それを市費でカバーしたということによろしいでしょうか。

P.82

◎産業建設部長(井上聡) 直接のお金はそういう数字になるわけでございますけれども、また県からの補助金等5,000万円も入っております。また、先ほど申しました固定資産税の関係でございますけれども、A地区の企業にしましては、10年間で2億3,000万円程度も見込まれておりますし、地元の雇用にしましては60人程度ということも聞いておりますので、その点で市にとっては大きなメリットではなかろうかと思っております。以上です。

P.82

◆10番(桑野和夫) 県からの補助が5,000万円ということなので、結局A地区については9,000万円ぐらい出が多くて、これは将来の収入でカバーできるということで理解をすればよろしいでしょうか。

P.82

◎産業建設部長(井上聡) はい、そのとおりでございます。

P.82

◆10番(桑野和夫) その第1期、A地区の工事も含めて慎重に検討をした結果、第2期の工事を計画をされたんだと思いますが、今後の第2期の計画について概要をお示しをしてほしいと思います。

P.82

◎産業建設部長(井上聡) それでは、今後の計画でございますが、現在浅口市内には民有地を含めまとまった工業用地がございません。県南の内陸部への多数の企業からの引き合いもあり、浅口市の特性である広域交通網の特性を生かした企業誘致を進めるためにも、工業用地の確保は喫緊の課題であると認識しております。このため、雇用の拡大や住宅の促進を図るため、工業団地の2期計画に今着手したいと考えております。

事業規模は、約15ヘクタール、事業費は詳細な設計ができておりませんのではつきりとしたことはわかりませんが、現段階では27億円程度が必要であろうと思われま

以上です。

P.83

◆10番(桑野和夫) 事業費の27億円であります。その財源といいますか、どこで負担をするのかお聞きをしたいと思います。

P.83

◎産業建設部長(井上聡) 財源につきましては、財政調整基金の活用を考えております。以上です。

P.83

◆10番(桑野和夫) A地区では5,000万円の県の補助がありました。今後の第2期の構想では、計画では県の補助は見込めないのかどうかお聞きします。

P.83

◎産業建設部長(井上聡) 県の補助金でございますけれども、先ほど5,000万円と申しました。これ、面積に応じて金額が変わってきますので、今回の大きい面積に対しては、一応それ以上の金額がもらえる見込みでございます。以上です。

P.83

◆10番(桑野和夫) しっかり国や県からの補助をもらって、できるだけ自主財源を少なくするようにお願いをします。  
同時に、約27億円という事業費ですから、安全な土地として造成することは当然としつつも、工事費などについては徹底して無駄を省いてしていきたい、さらには地元雇用であるとか、また悪臭や振動などの環境対策などにも重視をし、そして加えて収支のバランスも含めて慎重にしてほしいと思いますが、その辺の答弁をお願いをしたいと思います。

P.83

◎産業建設部長(井上聡) 今後のことについての御質問でございますけれども、2期工事におきましては、掘削した土砂を盛り土に有効活用するなどのコストの縮減、それから情報通信技術を活用した生産性の高い工法の活用などにより工期の短縮を行い、事業コストを最大限低減できるように取り組みます。  
また、工業団地に係る県からの補助金も、先ほど申しましたとおり最大限活用するなどをを行い、財政への軽減負担に努めてまいりたいと思います。  
さらに、環境問題、公害等でございますけれども、騒音や振動、悪臭などの環境の配慮についての項目を評価した上で誘致企業を選定し、浅口市に最大のメリットが得られるような企業を誘致したいと考えております。以上です。

P.84

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。  
副市長にお聞きをします。  
造成はしたけども、企業が来なければ莫大な損失になります。その後の対応については、しっかり配慮をしてほしいと思います。今後の誘致の可能性も含めて答弁があればお願いをしたいと思います。

P.84

◎副市長（松田勝久） 議員のおっしゃるとおり、つくったのはいいけどもなかなか売れないということになりますと、大変な損失ということになります。現在、県南、岡山県の内陸部、ちょうどこの辺というか浅口地区になると思うんですけども、大変引き合いが多ゆうございます。今現在でも、直接浅口市に問い合わせもございますし、県のほうにも問い合わせがあると聞いております。こういう状況で2期の事業を進めていこうと、こういうふうに決断をいたしておりますので、これからも誘致等頑張っていきたいと思っております。以上です。

P.84

◆10番（桑野和夫） ありがとうございます。

最後に、この企業誘致の問題で市長にお聞きをしたいと思います。企業誘致については栗山市長がさきの市長選挙の政策でも、税金と雇用をふやすためにさらなる企業誘致の推進をしていくというふうに表示されておりますし、またこの6月議会の施政方針でも一番に取り上げ、大変重視をしている旨の発言がありました。

私は、企業誘致について否定するものではありませんが、同時に地元の商工業者の育成もしっかりやっていただく、また子育てや高齢者福祉、教育などとの関係でもバランスのとれた施政を一層進めてほしいと思っておりますが、そのあたり全体的な答弁をお願いしたいと思います。

P.84

◎市長（栗山康彦） 企業誘致ということでお答えをさせていただきます。

企業誘致は人口減少、少子高齢化問題等の解決策の一つでもあり、これからの浅口市の発展には欠かせない重要施策であると考えております。交通の利便性、災害が少なく気候のよい地域特性、近年の企業誘致状況や県南、内陸部への多数の企業からの引き合いなどから工業用地の確保を行い、優良企業の誘致を進め、雇用の拡大や定住の促進を図ることを目的に、浅口工業団地第2期工事の着手を決断をいたしました。働く場所の確保により若者の定住が図られ、浅口市がより活性化することを期待をいたしております。

このため、私みずからが企業に出向きまして、浅口の特長、操業の利点をアピールし、トップセールスを行うことにより速やかな企業誘致が実現するよう取り組んでまいります。以上でございます。

P.85

◆10番（桑野和夫） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

学校給食の無償化について質問をいたします。

今、全国的に学校給食無償化をしたり、あるいは一部を助成する自治体がふえております。子供たちの発達を支える上で、栄養のバランスのよい給食は重要な役割を果たしております。無償化によって、給食費について何の心配もなく、平等に全ての子供たちに給食が提供できることは大変望ましいことだと思っております。

その上でお聞きしますが、無償化についての全国の状況、そしてまた県内の状況についてまずお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひします。

P.85

◎教育次長（小山朋子） 学校給食の無償化について全国、岡山県内の実施状況についてお答えいたします。

全国の実施状況につきましては、昨年の9月に学校給食費無償化等調査がございましたが、現時点で文部科学省が取りまとめて公表したものはございません。岡山県内の状況につきましては、給食費の完全無償化を実施している市町村はございません。



以上でございます。

P.85

◆10番(桑野和夫) 昨年初めて文科省が学校給食無償化調査を行いました。これは、ある面では文科省も給食の無償化を認知しているという一つのあらわれかと思えますし、数でいいますと、まだ結果の公表がないようですが、一昨年ぐらいに全国的に55自治体ありましたから、それでまだその後ふえてるというふうに考えますし、岡山県内でいいますと、備前市で実施をしております、これは全額無償じゃなくて一部負担ということで、備前市だけが県下では実施しているという状況だと思います。

次に、法的なことについてお聞きしますが、学校給食法上、食材は保護者負担、それから人件費や施設については自治体の負担、このようになっております。しかしながら、上位法であります憲法26条では、義務教育はこれを無償とする、このようにされております。こういうことから、私は学校給食の無償化については法的には問題ないと思えますが、実際に文部科学省の見解も学校給食の無償化については設置者の判断、このように通達が出ております。法的に問題ないと思えますが、そういう理解でよろしいでしょうか、お聞きをします。

P.86

◎教育次長(小山朋子) 法的に問題がないかどうかですが、今、議員さんがおっしゃいましたように、学校給食についての法律は、学校給食法でその第1条に経費の負担についての記載がございます。学校給食の実施に必要な施設及び設備に関する経費並びに学校給食の運営に要する経費は設置者の負担とされており、学校給食費は学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。

法的にどうかと言われると難しい御質問ですが、他の自治体で実際に実施している状況があるということは十分認識いたしております。

以上でございます。

P.86

◆10番(桑野和夫) そういう答弁で理解をしたいと思います。

それで、義務教育での保護者の負担の大きさであります。2016年度に文科省が子供の学習費調査をいたしました。それによると、副教材費、実習材料費、部活動費、修学旅行費、それから学校への納付金などで、公立小学校で年間約10万円、それから公立中学校で約18万円、それから学校給食費は小学校で、この調査によりますと月平均で4,323円、それから中学校で月平均で4,929円であります。公立の義務教育で最低限これだけお金がかかります。

それから最近、東京の公立学校でイタリアのアルマーニの制服が導入され、一式8万円ということで話題になりましたが、これは別にしても高い制服費や体操服費が要するというふうに思います。

こうした中で、給食費負担がなくなれば他の徴収も見直しを迫られることになり、実質的な義務教育無償化に大きく近づくものと思います。

お聞きしますが、浅口市で給食の無償化をする場合に、年間幾らあればできるかお答えをお願いします。

P.87

◎教育次長(小山朋子) 浅口市のほうは現在、小学校、中学校並びに幼稚園、こども園にも給食を提供いたしております。その合計で申しますと、昨年度の決算見込みで1億5,640万円の見込みをしておりますので、無償化をすればこれだけの経費が必要ということになります。

以上でございます。

P.87

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。約1億5,000万円ということですが、そう少ない数字ではありませんのは理解をします。

そういう数字ではありますが、ぜひ浅口市でも無償化について実施をしてほしいと思いますが、教育次長の答弁をお願いします。

P.87

◎教育次長(小山朋子) 学校給食実施状況、これは平成28年5月1日現在でございますが、によると、全国の国公、私立学校3万1,524校のうち、完全給食を実施しているのは2万9,205校とあり、給食を実施していない学校もございます。また、給食費につきましては、県内の27市町村の平均は小学校が269円、中学校が308円、15市の平均は小学校272円、中学校314円となっております。浅口市は、小学校が270円、中学校が310円で、他の市町村と比べましても標準的な負担額と考えております。以上でございます。

P.87

◆10番(桑野和夫) その数字については理解しました。

教育長にお聞きをしたいと思います。

2005年に食育基本法が成立し、子供たちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるためには何よりも食が重要だとされました。また、文科省の食に関する指導の手引きにも、学校給食の一層の工夫や献立内容の充実を促進するとあります。学校における食育の推進は心身の健康にとっても、また社会性や感謝の心を培う上でも大変重要であります。また無償化は、さまざまな理由で払いたくても払えない給食費未納の問題の解決にもつながってまいります。また、実施した場合には定住・移住の促進にもつながってくると思います。

ぜひ、義務教育は無償の立場に立って浅口市で無償化をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか、お聞きをします。

P.88

◎教育長(中野留美) 義務教育の無償化という件も出ましたが、憲法で確かに保障はされています。その中で今、無償化されているのは教育基本法にあります授業料、そして教科書、教科書のほうは教科書の無償の措置法等がありますので、そちらで無償になっておるといのが現状でございます。

先ほど食育のことが話題となりましたが、給食は私も生きた教材であるというふうになっておりますので、食育の観点は大変大切だと思っております。ただ、そういったこととなりますと、やはり国や県の役割、そういったものもかかわってくると思います。そういった議論も今後研究していく必要はあると思います。

さて、ぜひ給食を無償化にというふうな御意見がありました。実際に給食をつくるためには保護者に御負担いただいている給食費、すなわち食材費でございますが、先ほど次長のほうが説明しました、1億5,600万円に加えまして、市の会計のほうから人件費、光熱費、または施設の維持費等、実際に1億5,800万円を支出しております。合計で3億1,400万円という多額の費用が毎年かかっているということになります。

議員さんの御心配されておりました、経済的に就学が困難な家庭に対してはということでもございましたが、就学援助の制度がございまして、給食費の実費を支給しております。そういった中で、この就学援助の制度、さらに周知をいたしまして、実際に困っておられる方に、そういった真の援助を必要とする方に適切な援助を続けていきたいというふうには思っております。

学校給食の無償化、これは困難であると考えますが、市では学力向上No.1プロジェクトを初め、学力向上や心の教育など、さまざまな面で子供の支援に取り組んでおります。

今後も総合的な視点に立って、子供たちの育ちと学びをしっかりと支えてまいりたいと

考えています。

P.88

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。

就学援助などでカバーをしていくという話でしたが、現在生活保護の捕捉率は2割程度でございます。それから、就学援助もさまざまな理由で申請をしないという方もいらっしゃると思いますので、これで全てカバーできるものではないというふうに私は考えます。

それで、今のとことうか、できないというお話でしたが、例えば給食費の一部を補助することも含めて、将来にわたってやる気がないのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

P.89

◎教育長(中野留美) 先ほども申しましたが、完全な無償化について困難であるというふうなお答えをさせてもらっているところでございます。

P.89

◆10番(桑野和夫) 完全な無償化はできないけれども、私がさっき言うたのは、一部の補助を含めて将来にわたってできないかということの質問なんで、その辺はどうでしょう。

P.89

◎教育長(中野留美) どういった一部かということもございますので、十分な検討をしていく必要はあるかなというふうに思っております。

以上です。

P.89

◆10番(桑野和夫) ありがとうございます。今後、給食費助成条例の提案も視野に入れて、実現に向けて粘り強く頑張っていく決意を表明しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

平成30年第3回 6月定例会 - 06月21日-05号

P.103

◆民生常任委員会委員長(桑野和夫) 民生常任委員会委員長報告をいたします。

平成30年6月15日金曜日午前9時30分から開催をしました。

本委員会に付託された議案の審査経過と結果については次のとおりであります。

1、議案第41号浅口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、議案第42号平成30年度浅口市一般会計補正予算(第1号)所管分について。

歳出の主なものは、民生費、社会福祉施設費6,743万8,000円。

歳入の主なものは、健康福祉施設整備基金繰入金6,733万8,000円であります。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

3、議案第43号平成30年度浅口市介護保険特別会計補正予算(第1号)について。

歳入歳出それぞれ221万円を減額するもので、歳出の主なものは、地域支援事業費マイナスの242万6,000円。

歳入の主なものは、支払基金交付金マイナスの65万5,000円であります。

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

4、閉会中の継続事件について。

別紙のとおり8件を引き続き閉会中の委員会で調査することに決定しました。  
以上、概要を報告します。  
平成30年6月21日、民生常任委員会委員長**桑野和夫**。

P.108

◆10番（**桑野和夫**） 請願第1号の日本政府は核兵器禁止条約の調印・批准を行うことの意見書採択を求める請願に賛成の立場で討論に参加をいたします。

今から73年前、人類史上初めて広島、長崎に原子爆弾が投下をされ、一瞬にして多くの市民が犠牲になり、その苦しみは今もなお続いております。そうした中、昨年7月7日、国連において人類史上初めて核兵器を違法化する核兵器禁止条約が122カ国の圧倒的賛成で採択をされました。しかしながら、日本政府は会議に不参加だったばかりか、署名をすることはないと表明しています。広島、長崎に原子爆弾を投下された唯一の被爆国が署名を拒否するというのは、世界の流れに背を向ける行為であり、許されるものではありません。

この請願は、被爆国としてこうした日本政府の態度を改めさせ、日本政府が速やかに禁止条約に調印をし批准することを求めるものであります。

今、核兵器禁止、廃絶を求める国際情勢は大きく変化しようとしております。6月12日に行われた米朝首脳会談は、非核化と安全の保障を相互に約束し、朝鮮半島が永続的に安定した平和体制を構築することを宣言するという歴史的なものになりました。

こうした中で、この請願を採択したさきの総務文教常任委員会の中での委員からの発言も含めて、日本の一部に具体性に乏しい、こうしたなどの議論もあります。しかし、長期にわたって敵対や相互不信が強かった両者が、1回きりの会談で一挙に解決を図ることは無理ですし、そのことはトランプ大統領自身がプロセスの始まりと語っていることにも示されております。そして、これまでと決定的に違うのは、今回は歴史上初めて首脳間で合意をしたことでもあります。今大事なことは、日本政府がこのプロセスをいかに促進し、いかに平和な秩序をつくり上げるかにかかっております。

議員の皆さん、浅口市議会はこれまで2008年の9月議会で核兵器の禁止条約締結の要求も請願項目とした非核浅口市宣言の採択を求める請願書を採択し、2009年9月議会では非核日本宣言の意見書採択を求める陳情を採択しております。そして、浅口市は2011年に平和首長会議に参加をしております。また、ヒバクシャ国際署名には改選前の議長も署名をしております。加えて、ことし4月に開かれた中国市議会議長会では、広島支部が提出した核兵器保有国を含む全ての国に対し、核兵器禁止条約の早期発効を求めることについての議案は、中国市議会議長会として採決の結果、可決をされております。

私は、こういうことから本請願は可決すべきものであると考えます。

議員の皆さんの御賛同を心からお願いを申し上げ、賛成討論とします。